

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>光電話サービス契約約款</p> <p><u>2021年12月28日</u></p> <p>株式会社 STNet</p>	<p>光電話サービス契約約款</p> <p><u>2022年1月1日</u></p> <p>株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備考(変更理由)												
<b>第5 ユニバーサルサービス料</b> <b>1 適用</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ユニバーサルサービス料の適用</td> <td>当社は1の電気通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用休止に係る料金の適用</td> <td>ア 当社は、光電話サービス契約者からの請求により、光電話サービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第5ユニバーサルサービス料2に規定する料金額は適用しません。 イ 上記料金の適用は、コース5(てれび移行)には適用しません。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	(1) ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の電気通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。	(2) 利用休止に係る料金の適用	ア 当社は、光電話サービス契約者からの請求により、光電話サービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第5ユニバーサルサービス料2に規定する料金額は適用しません。 イ 上記料金の適用は、コース5(てれび移行)には適用しません。	<b>第5 ユニバーサルサービス料</b> <b>1 適用</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ユニバーサルサービス料の適用</td> <td>当社は1の電気通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用休止に係る料金の適用</td> <td>ア 当社は、光電話サービス契約者からの請求により、光電話サービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第5ユニバーサルサービス料2に規定する料金額は適用しません。 イ 上記料金の適用は、コース5(てれび移行)には適用しません。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	(1) ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の電気通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。	(2) 利用休止に係る料金の適用	ア 当社は、光電話サービス契約者からの請求により、光電話サービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第5ユニバーサルサービス料2に規定する料金額は適用しません。 イ 上記料金の適用は、コース5(てれび移行)には適用しません。	
区分	内容															
(1) ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の電気通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。															
(2) 利用休止に係る料金の適用	ア 当社は、光電話サービス契約者からの請求により、光電話サービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第5ユニバーサルサービス料2に規定する料金額は適用しません。 イ 上記料金の適用は、コース5(てれび移行)には適用しません。															
区分	内容															
(1) ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の電気通信番号ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。															
(2) 利用休止に係る料金の適用	ア 当社は、光電話サービス契約者からの請求により、光電話サービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第5ユニバーサルサービス料2に規定する料金額は適用しません。 イ 上記料金の適用は、コース5(てれび移行)には適用しません。															
<b>2 料金額</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額(月額) (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1電気通信番号ごとに</td> <td><u>3円</u> (3.3円)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	料金額(月額) (税込価格)	ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	<u>3円</u> (3.3円)	<b>2 料金額</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額(月額) (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1電気通信番号ごとに</td> <td><u>2円</u> (2.2円)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	料金額(月額) (税込価格)	ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	<u>2円</u> (2.2円)	
区分	単位	料金額(月額) (税込価格)														
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	<u>3円</u> (3.3円)														
区分	単位	料金額(月額) (税込価格)														
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	<u>2円</u> (2.2円)														

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p><u>附 則</u></p>	<p><u>附 則</u>  <u>(実施期日)</u>                      1 この改正約款は、2022年1月1日から実施します。  <u>(経過措置)</u>                      2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。  <u>(特例措置)</u>                      3 光電話サービス契約を締結した光電話サービス契約者に、特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。                      4 3の特例措置は次のとおりとし、実施期間は、2022年1月1日から2022年3月31日までとします。                      (1) コース1に係る新規契約(ただし、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合に限る)に伴う番号移転に係る工事費については0円とします。                      (2) コース1に係る新規契約(ただし、光ネットサービスの提供を開始している契約者が申込した場合に限る)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。(ただし、提供区域がピカラCVC、ピカラMCB、ピカラ東かがわ、ピカラUCAT、ピカラ(宇和島市)、ピカラ西予、ピカラ八西、ピカラKBC、ピカラ石井CATV、ピカラエーアイ、ピカラテレビあなん[エリア区分(1)]、ピカラ香南、ピカラswanに限る)                      (3) コース4に係る新規契約(ただし、提供区域がピカラ(愛媛)、ピカラ愛媛CATV、ピカラ鳴門を除く)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。                      (4) コース7およびコース8に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。                      (5) コース9に係る新規契約(ただし、提供区域がピカラ中土佐を除く)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。                      (6) 別記1(1)の提供区域名ピカラ香南において、光ネットサービスを同時に利用し、かつ「番号通知リクエスト機能」「迷惑電話撃退機能」を契約している光電話サービス契約者の利用料金については、光電話サービスの基本利用料、番号利用料、端末等使用料、付加機能使用料の合計額から1ヶ月あたり200円を減額します。                      (7) 別記1(1)の提供区域名ピカラCVC[エリア区分(2)]において、光電話サービスの提供を開始している契約者が、光電話の回線および番号追加の申込みをした場合、交換機設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。                      5 4の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。                      (1) 現在の光電話サービス契約者が、既に締結している光電話サービス契約(この条文において「従来の光電話サービス契約」といいます。)に加えて、同一の構内又は建物(以下この条文において「同一利用場所」といいます。)で新たに光電話サービス申込みを行い、かつ当該新たに締結した光電話契約の成立以降12ヶ月以内に従来の光電話サービス契約を解除した場合。                      (2) 光電話サービス契約者が、光電話サービス契約を解除したのち、当該解除をした日から6ヶ月を経過しない間に、同一利用場所での利用を目的に新たに光電話サービス申込みを行った場合。</p>	